

短期大学又は大学以外の教育施設等における学修及び
入学前の既修得単位等認定に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学学則（以下「学則」という。）第29条第3項及び第30条第4項の規定に基づき、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位等の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第2条 学生が仙台青葉学院短期大学（以下「本学」という。）在学中に短期大学又は大学以外の教育施設等で行った学修で、本学において本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることのできるものは、当分の間、次に掲げるとおりとする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修
- (2) 高等専門学校の課程における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- (3) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

(入学前の既修得単位等の認定)

第3条 学生が本学入学前に行った学修で、本学において本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることのできるものは、学則第30条第1項に定めるもののほか、前条各号に定めるとおりとする。

(認定の申請)

第4条 前2条の規定により単位の認定を受けようとする者は、学長あてに、単位認定願（別紙様式）に成績証明書、当該学修に係るシラバス等を添えて願出するものとする。

(単位の認定)

第5条 学長は、前条の規定により単位認定願が提出された場合で、願出のあった単位について、教育上有益と認めるときは、教務委員会の審議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(認定の通知)

第6条 学長は、本学において修得した単位として認定した場合には、単位認定通知書を願出た者に交付するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。